

令和元年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和元年6月18日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 議案第47号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第48号

令和元年度設楽町一般会計補正予算（第2号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第3 陳情第5号

地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第4 陳情第7号

すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情

(文教厚生委員長報告)

日程第5 陳情第8号

最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第6 陳情第9号

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第7 陳情第10号

すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第8 陳情第11号

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第9 陳情第12号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第10 陳情第13号

沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第11 陳情第14号

保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第12 陳情第15号

消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第13 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第14 発議第3号

地方財政の拡充を求める意見書(案)

(追加)

日程第15 議案第49号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第 16 議案第 50 号

工事請負契約の締結について

(追加)

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 18 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

会 議 録

開議 午前 8 時 59 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、令和元年第 2 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会いたします。これから本日の会議を開きます。はじめに町長のあいさつをお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。本日 6 月議会定例会最終日ということで、これに際しまして、公私とも御多用のところ議員各位におかれましては、全員の方々の御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、6 月 9 日の日曜日でありましたが、設楽町消防操法大会が開催がされました。議員の皆様方には大変お忙しい中を御臨席を賜り、消防団並びに出場選手に対しまして激励をいただきました。誠にありがとうございます。団員数は減少はしておりますけれども、団員の士気向上、また技術向上のために、今後も町として消防資機材を充実するなど協力をしてまいりたいと考えております。

6 月 7 日に梅雨入りがして 10 日ほどが過ぎたところでもございます。今のところ、激しい雨は降らないというか、そういう状況にはありませんが、しかし最近には急に想定外の集中豪雨に襲われると、こうしたこともありますので、気を引き締めて対応していきたいと考えております。

また、田口高等学校の魅力化事業といたしまして、昨年度に引き続き「田口高校お仕事フェア」を 7 月 4 日の木曜日午後 1 時 40 分から同校の体育館で開催をすることとしております。昨年からは、東栄町、豊根村も主催者として加わり、田口高校と共同して開催をしているところでもございます。議員各位におかれましても、ぜひ会場にお越しいただき、フェアの様子をごらんいただければというふうに思います。

本日は、工事請負契約の締結案件 2 件を追加上程をさせていただきました。初日に上程をさせていただきました議案同様、適切なる御議決を賜りますよ

うお願いを申し上げまして、議会最終日の審議に先立ち、私のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田 令和元年第 10 回議会運営委員会の委員長報告を行います。令和元年第 2 回議会定例会（第 2 日）の運営につきましては、去る 6 月 13 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1 議案第 47 号から日程第 12 陳情第 15 号までは一括上程とし、日程第 13 以降は順次 1 件ごとに上程いたします。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 日程第 1、議案第 47 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第 12、陳情第 15 号「消費税率 10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 皆さんおはようございます。それでは委員長報告を行います。令和元年第 3 回総務建設委員会の委員長報告をします。6 月 6 日木曜日午前 8 時 57 分から 10 時 14 分、総務建設委員会を開催。出席者は、委員 6 名全員と議会事務局長、町執行部は町長、副町長、教育長、以下、関係課長の出席をいただき、付託された議案 2 件、陳情 8 件について審議しましたので、その結果を報告します。

議案第 47 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑 9 件、討論なし。賛成多数 4 対 1 で原案どおり可決すべきものと決しました。主な質疑は、「職員の超過勤務について」、「現状や把握の方法」、「改正後の対応や健康管理について」質問がありました。詳細は、お手元の委員長報告のとおりですので、よろしくお願います。議案第 48 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」〔総務建設委員会所管分〕については、質疑 13 件、討論なし。賛成多数 4 対 1 で原案どおり可決すべきものと決しました。主な質疑は、「WRC の費用負担などについて」、「地域おこし協力隊の活動費について」、「設楽ダムカレーについて」質問がありました。詳細は、お手元の委員長報告のとおりですので、よろしくお願います。以下は、陳情についてですが、意見等は、お手元の委員長報告のとおりですので、よろしくお願います。まず、陳情第 5 号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」は、採択意見が 1 件あり、全員賛成で採択すべきものと決しました。陳情第 8 号「最低賃金の

引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択意見が1件、聞き置くこととする意見が1件あり、採決の結果、4対1で聞き置くことが適当と決しました。陳情第9号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択意見が1件、趣旨採択意見が1件あり、採決の結果、4対1で趣旨採択することが適当と決しました。陳情第10号「すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書」は、趣旨採択意見が1件、採択意見が1件あり、採決の結果、4対1で趣旨採択することが適当と決しました。陳情第11号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」は、聞き置くこととする意見が1件、採択意見が1件あり、採決の結果、4対1で聞き置くことが適当と決しました。陳情第12号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択意見が1件あり、全員賛成で採択すべきものと決しました。なお、これにつきましては、後ほど議員発議で意見書案の提出を行います。陳情第13号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択意見が1件、聞き置くこととする意見が1件あり、採決の結果、4対1で聞き置くことが適当と決しました。陳情第15号「消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択意見が1件ありましたが、採決の結果、4対1で不採択とすべきと決しました。

審議終了後は、町道名倉津具線の災害復旧工事現場と町道奥三河線の法面崩落危険箇所を視察しました。以上で委員長報告を終わります。

3加藤 それでは、お手元の報告をごらんになりながらお願いをいたします。令和元年第3回文教厚生委員会の委員長報告をいたします。6月11日火曜日午前8時55分から9時21分、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、委員6名全員と議長、議会事務局長。町執行部は町長、副町長、教育長、以下、関係課長の出席をいただきました。付託された議案1件、陳情2件について審議しましたので、その結果を報告いたします。

議案第48号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第2号）」〔文教厚生委員会所管分〕については、質疑3件、討論なし。全員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。主な質疑は、「障害者自立支援給付支払等システム改修内容について」、「保育無償化への工程について」、「障害者総合支援事業における町費使途について」質問がありました。以下は、陳情についてですが、意見等はお手元の委員長報告のとおりです。よろしくお願いいたします。陳情第7号「すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情」は、採択意見が2件、趣旨採択意見が3件あり、採決の結果、3対2で趣旨採択することが適当と決

しました。陳情第 14 号「保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書」は、趣旨採択意見が 1 件、採択意見が 2 件あり、採決の結果、3 対 2 で趣旨採択することが適当と決しました。

審議終了後は、名倉小学校のエアコン設置状況等の確認と老人福祉施設やすらぎの里の現状と課題について施設長から説明を受け、施設の視察を行いました。以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議長 議案第 47 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 職員の皆さんの残業等の計上についてのチェックはどのような方法で、どのくらいの幅っていうか、期間をもって計算するのか。で、それは課長負担にならないようにするためには、一時に、担当している業務が 1 人で 1 業務、大変な広い範囲を持ってる人もありますので、課長負担になるような心配がないのか。それがあつたときには、どのようにフォローするのかっていうことについてお尋ねします。委員長報告をもう少し詳しくお願いいたします。

4 今泉 そのような質問は委員会のほうではありませんでした。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 反対の立場から討論をいたします。1 ヶ月 100 時間、2 ヶ月から 6 ヶ月の平均が 80 時間の労働というのは、過労死ラインと言われるもので、過労死寸前の勤務時間外勤務を命ずることができる規定を可能にする今回の条例改定案に反対します。なお、この規定は大規模災害など、特に緊急を要する場合の上限時間の特例にかかるものであり、他の時間外勤務の上限を 45 時間としたのは 1 歩前進であると思います。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4 今泉 ただいま反対の討論がありましたが、超過勤務の上限は労働組合にも協定もなく、町長が命じております。規則第 8 条 2 を若干修正、8 条 3 のなかで時間数をうたっております。超過勤務は、災害時は上限がありません。10 月の超過勤務の時間は 100 時間未満に定める、他律的な業務の批准が高い部署に勤務する職員にありましては、設楽町にはそういうのはありません。設楽町職員は、労働安全衛生法が適用。勤務時間の上限は 45 時間、80 時間を

超えた場合、本人の申出、もしくは医師の面談を受ける超過勤務の上限を超えて勤務を命ずることは、大規模災害対処等で、職員の健康管理は総務課長の責任であるので、職員の健康管理、被害等が絶対におきかないような対処すると言っていることから、私はこれらのことを鑑み賛成といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第 47 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 48 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 反対の立場から討論するものであります。本補正予算 51,000 千円余のうち、20,000 千円は WRC テストイベントの関連予算であります。多くの観戦者が押し寄せることを見込んでの予算化だと思われませんが、20,000 千円といえはいくつかの福祉施策が可能な金額であります。費用対効果を見定める必要があるが、その点は極めてあいまいであります。しかも、本番の費用負担も明確になっていないわけであります。そして、国県の補助は 1 円もありません。交付税措置があるということですが、主催者団体の負担金もまったくない。ありません。地方自治法第 2 条 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方財政法第 4 条 2 項「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」という財政運営の基本から外れていないかと思うのであります。以上が反対する理由の 1 つであります。

いま 1 つは、設楽ダムカレー推進事業であります。ご飯を固めてダムサイトと見なし、片側にルーを溜めてダム湖と見なす。食するにはダムサイトを崩すことになりませんが、ダム湖周辺の地質問題やダム操作による洪水の不安を逆なでするような悪乗りのメニューであると思います。以上、2 点は容認できないので、本補正予算に反対するものであります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

9 山口 賛成の立場から意見を出ささせていただきます。まず、WRC でありますけど、開催が遅れてきたということで、予算また企画等におきましては、まだはっきりしてないというような説明がございましたけど、現在、日本全

国地域おこしPRまた町村のPR等々躍起になってやっているなかで、この国際大会が愛知県を中心としていかに国内にPRできるかという大きな広告を背負っております。そのようななかで、この地域に白矢をあてていただいたということで、ある程度の協力と、また国内、世界にPRできるようなすばらしい企画を再度練り直しながら、先ほど反対で言われましたような最少の経費で最大な効果が見いだせるような方法でやっていただきたいと思います。

また、ダムカレーにつきましては、ダムが決壊するというようなイメージに繋がらないかというような意見がございましたけど、これからダムカレー、各業者が考案しながら、これも地域のPRというようなことで推進されるかと思っておりますので、そのような意見は踏まえながらも、地元でこれというような地産のPRがございませんので、ダム建設とともにいいイメージのなかでPRできるような、検討されながら実施されることを望みながら賛成とさせていただきます。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 これで討論を終わります。議案第48号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第5号「地元業者及び東愛知建設業協会員の入札参加についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第5号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第7号「すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第7号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第8号「最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第8号は、委員長報告のとおり聞き置くこととなりました。

議長 陳情第9号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第9号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第10号「すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮ら

せる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 10 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 10 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 11 号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 11 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 11 号は、委員長報告のとおり聞き置くこととなりました。

議長 陳情第 12 号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 12 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第 12 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 13 号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 13 号は、委員長報告のとおり聞き置くこととなりました。

議長 陳情第 14 号「保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

6 金田 反対の立場で討論します。保育士の方々は、国の将来を担う宝を育ててくださる、命を育ててくださる重要な仕事をされていますが、その賃金における評価は非常に低いものです。ほかの職種や小中学校の教員に比べても大変低いものなので、正当に評価されるべきだと考え、公定価格を上げていただいて、措置費に反映していただくことが重要だと思います。そして、本町に直接関係あることですが、町のように待機児童みたいなそういうことはないのですが、措置費に多少なりとも人件費が反映されることにより、私立の園の運営は少しでも安定するのではないかというふうに考えます。で、本議会の保育士への評価としては、これを採択すべきっていうふうに考えていますので、趣旨採択は反対の立場で討論いたしました。以上です。

議長 次に原案に賛成者の討論を。発言者の。発言を許します。賛成の立場から。

3 加藤 委員長報告に賛成の立場で発言をさせていただきますが、本町では、配置基準についていうならば少人数の保育が自然達成ではありますが、達成されていることもあり、それから賃金等について、まだまだ低いのは事実であります。町の努力、県の努力等が認められますので、その努力を続けることを、継続していくことを期待して、今回のこの陳情に関しては趣旨採択とすべきというふうに思います。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

議長 陳情第 14 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 14 号は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長 陳情第 15 号「消費税率 10%への引き上げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 15 号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は、不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第 15 号は、委員長報告のとおり不採択となりました。

議長 日程第 13「所掌事務の調査報告」を議題といたします。設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いいたします。

8 土屋 それでは、令和元年第 3 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告をします。令和元年 6 月 13 日、9 時 56 分から 12 時まで開催をいたしました。委員全員、松下議長、そして役場側からは横山町長ほか 6 名、国土交通省からは須賀所長ほか 13 名、愛知県豊川水系対策本部の方は県議会が開催され、それぞれに出席のため欠席でありました。所掌事務の調査として、県道小松田口線についての説明を受け質疑をしました。質疑は 4 件ありました。そして次に、魚類保全施設（仮称）の整備についての説明を受け質疑をしました。質疑は 7 件ありました。細かなことにつきましては、報告書が提出してありますのでごらんいただきたいと思います。議場での会議はそこで終わり、現地視察として転流工呑口部と国道 257 号線安沢改良工事の現地視察をし、委員会を終わりました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は終わりました。

議長 日程第 14、発議第 3 号「地方財政の拡充を求める意見書（案）」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

4 今泉 発議第 3 号、令和元年 6 月 18 日、提出者設楽町議会議員今泉吉人、賛成

者設楽町議会議員七原剛、地方財政の拡充を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、憲法によるナショナルミニマムを保障し、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすよう、地方財政の拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出するものです。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 これではよろしいかもしれませんが、提案ですので、どういう内容を意見書として提案するのか、簡単でも結構ですので説明をしていただきたいと。できれば、意見書（案）を読み上げていただければいいかと思えます。

4 今泉 意見書（案）を読み上げます。地方自治体の財源不足は依然として深刻であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げをはじめとした地方財政の拡充が必要である。国は地方交付税について、「行革努力」を算定に反映させたり、「トップランナー方式」として税金の徴収や民間委託を全国で「先進的」に進めている自治体のコストで算定をしている。このような算定は、地方交付税の目的、趣旨に違反し、地方自治に介入して行革を押し付けるものである。さらに政府は、「自治体戦略2040構想研究会」報告書において、①「破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体」へ転換するとして、自治体職員を半減化する、②「新しい公共私相互間の協力関係を構築する」として、自治体の公務公共サービスへの責任を放棄させる、③「個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードに」して、自治体の業務を広域な「圏域」に統合するとしている。この構想は、地方自治を破壊するものであり、地方団体や日本弁護士連合会からも批判や危惧の意見が上がっている。国民が全国のどこに住んでも憲法が定める健康で文化的な生活が営めるように国は地方財源を保障する責任がある。よって、設楽町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。1 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでも健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。2 地方交付税については、法定率を抜本的に引き上げ、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすよう拡充すること。3 「行革努力」を反映する地方交付税の算定や「トップランナー方式」は、地方交付税制度の目的・趣旨に違反し、地方自治へ不当な介入を図るものであり、廃止すること。4 地方自治体において住民の福祉の増進を図るため、業務に見合った人員が確保できるよう財源を保障すること。会計年度任用職員制度の導入にあたっては、人件費など必要な財源を保障すること。5 公共施設の統廃合を地方に押し付けず、施設の耐震化や建て替えを行うための財政措置を充実させること。6 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てるこ

とは、公務の安定的運営のうえで必要な措置であり、そのことを理由とした地方交付税等の削減を行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第15、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第49号「工事請負契約の締結について」、本議案の防災行政無線(移動系)デジタル化工事請負契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、工事請負金額を156,090千円として、落札者の株式会社日立国際電気中日本支社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札にかかる参考資料を添付してありますが、6月7日に6社による電子入札を執行し、税抜き172,840千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き141,900千円で、落札率は82.10%であります。工事概要につきましては、町内全域を実施区域とする防災行政無線(移動系)のデジタル化工事でありまして、具体的な内容は役場統制局設備をはじめ基地局である大鈴山中継局設備、神田、沖駒、裏谷の簡易中継局設備、無線機にかかる移動局設備の整備であります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第49号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第49号を採決します。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第49号は、可決されました。

議長 日程第 16、議案第 50 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 50 号「工事請負契約の締結について」、本議案の新斎苑敷地造成工事請負契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により工事請負金額を 113,300 千円として、落札者の正木建設株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札にかかる参考資料を添付してありますが、6 月 7 日に 3 社による電子入札を執行し、税抜き 106,683 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 103,000 千円で、落札率は 96.55%であります。本工事の概要につきましては、八橋地内において建設面積 2,010 m²にかかる造成工事及び斎苑施設に取付くアクセス道路として延長 160m を現道から西側に拡幅、新設するものであります。具体的な内容は土工事はじめ擁壁工、ブロック積み工、排水構造物工、舗装工一式でありまして、詳細は参考資料 2 に記載するとおりであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 50 号の質疑を行います。質疑はありますか。

3 加藤 年度当初予算の折に説明があったかのかもわかりませんが、この斎苑の建設に関して、豊根村とか根羽村等がこれを利用していただくような話があったわけですが、関連する町村の負担割合のようなものは、建設費それから管理運営費等であったのかなかったのか、ちょっと確認をしたいと思いますが、お願いします。

生活課長 議員御指摘のとおり、この施設につきましては、根羽村それから豊根村、設楽町の 3 町村で使っていく施設でありますので、当然費用についても 3 町村で負担割合は決めております。今回の造成工事につきましては、これ補助制度がありませんので、起債のほうを町のほうに借りて、起債の償還については 3 町村で実行割で償還していくということで取決めを決めております。以上です。

ちょっと手持ちに、詳しい負担割合のものがなくていけません、人口割ですので、設楽町が概ね 7 割、で豊根、根羽村さんが約、豊根さんが 17 の、根羽さんが 13% くらいだったというふうに記憶しております。すみません、正確な数字がわかりませんので申し訳ありませんが、そのくらいであります。

議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 50 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 50 号は、可決されました。

議長 日程第 17「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をいたしました。

議長 日程第 18「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることを決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和元年第 2 回設楽町議会定例会を閉会とします。

閉会 午前 9 時 59 分